**酒井教育長定例記者会見概要**

日時：令和２年２月７日（金曜日）１４：００～１４：２０

場所：大阪府庁別館６階　委員会議室

【教育長より】

総合教育会議について

昨日（2月6日）、知事にもご出席いただき、総合教育会議を開催いたしました。議題は、「教員の指導のあり方」と「ICTによる教育課題の解決」の二つです。

「教員の指導のあり方」では、府立学校において過去に生起した二つの事案をケーススタディとして取り上げ、そこから得られる課題や教訓、今後の対応について、意見交換を行いました。

　一つめは、府立支援学校における、教員による生徒への体罰・暴言事案について。この事案は、教員が痛めていた手の指を生徒に強く握られたことによって激痛を感じ、それによって当該生徒に対して暴言を吐き、体罰を行った、というものでした。知事からは、まず、学校は子どもにとって最も安全な場所であるべきとの指摘がありました。まったくその通りであると考えております。その上で、研修を行うにあたっても全体に一律に行うのではなく、スクリーニングを行ったうえで重点的に行うべきとの指摘がありました。私としても、学校としてのリスクをどのように発見し、ヘッジしていくかという点について、支援学校が持つ教員の緊密な同僚性も勘案しながら、検討して参りたいと考えております。

二つめは、府立高等学校における生徒の自死事案について。この事案は、授業中に起きた生徒間トラブルに対して、教員が指導を行った後、その日の下校中に当該生徒が電車にはねられ自死をした、というものでした。

　今回、事例として取り上げるにあたり、専門家からも意見を伺いました、その中で、最も印象に残ったのは、会議の場でも申し上げましたが、指導を１日という「点」で決着させるのではなく、「線」としてとらえ、生徒を３年間でどう成長させるか、というふうに意識を転換させる、ということでした。このことを一人でも多くの教員に学んでもらえるよう、府教育庁として支援をしてまいりたいと考えております。

また、知事からは、余りにも重い結果が発生しており、二度とこのようなことが起きないよう、全校で事例を共有すべきということと、生徒の状況をしっかりと把握するために、学校間で情報を共有するための仕組みづくりについて、指示がありました。現場の声も伺いながら、今後、検討してまいります。

　また、今回の事例を教訓として、生徒の自死または自死が疑われる事案が発生した場合には、背景調査がご遺族の納得を得られる形で実施されるよう、府教育庁として改めて対応マニュアルを作成し、来年度当初に周知徹底を図ってまいります。

　次に、二つめの議題「ICTによる教育課題の解決」では、府立学校における一人一台端末の実現を見据え、ICTを活用した教育課題の解決方策について、来年度に実施を予定しているモデル事業の内容をご紹介し意見交換を行いました。私からは、ICT環境の整備は手段であって目的ではないということ、学校現場からの声も募りながら、有効に活用する知恵を蓄積し、国に先駆けて進めていきたい旨を申し上げました。知事からは、府立学校のICT化には力を入れたい、国が小中学校で一人一台環境を整備するので、府立学校でも2022年に一人一台環境を整えたい、とのお言葉をいただきました。

　府教育庁として、本会議での議論の内容を踏まえ、引き続き教育行政の推進に努めてまいります。

「不祥事防止に向けたワークシート集」について

　次に、教職員の「不祥事防止に向けたワークシート集」についてです。このワークシー

ト集については、平成29年度の文科省調査において、わいせつ行為に係る処分件

数が全国ワースト１であったことや、議会からのご意見を受け、作成したものです。

作成にあたりましては、本府の教育委員をはじめ、臨床心理士など専門的立場からのご意見・ご助言をいただきました。

　教職員の不祥事防止については、これまでから、毎年度２回、「教職員の綱紀の

保持について（通達）」を発出し、公教育の場にあって直接児童・生徒を指導する

という職責に鑑み、平素から自粛自戒し、厳正な服務規律を保つよう指示することに

加え、各所属長に対して、全教職員に「綱紀保持指針」を再読させるとともに、校内

研修を実施するなど綱紀保持の徹底を求めてきました。

　しかしながら、依然として自覚に欠けた一部の教職員の不祥事が後を絶たず、年

齢や性別に関係なく生起しているこの状況に対し、私は強い危機感を持っています。

　不祥事防止のためには、教職員一人ひとりが不祥事を自分自身のこととして捉える

「気づき」が重要であると考えております。今月中にこのワークシート集を各府立学校

及び市町村教育委員会に発出する予定にしておりますので、各学校現場において、

個別ワークやグループワークで取り入れるなど、工夫して活用してもらいたいと考えてい

ます。

新型コロナウイルス関連について

　最後に、新型コロナウイルスに関しまして、先日の対策本部会議において、学校で実際に患者が発生した際の対応方法を学校へ通知する旨、申し上げましたが、配布資料のとおり対応フロー図を、今週月曜日に、府立学校へ通知するとともに、市町村教育委員会と私立学校へ情報提供を行いました。

　全国各地で感染者数が確認されるなど、予断を許さない状況ですので、健康医療部とも情報共有を密にし、しっかり対応してまいりたいと存じます。私からは以上です。

【質疑応答】

（記者）テレビ大阪です。新型コロナウイルスの対策の件なんですけど、何かもう少し具体的な内容を教えていただけますか。

＜教育長＞学校で目に触れるようにちゃんと配っているということと、これまでも文科省から注意喚起の通知というものがたくさん来ています。

具体的には日本で感染者が確認されて以降、つまり1月23日以降ですね。

府立学校及び市町村教育委員会に関しまして文書による通知を発出しています。

内容としましては、海外渡航歴、中国への渡航歴がある児童生徒への対応あるいは感染者が出た場合の対応について、これは学校内のいじめにつながるリスクも含めておりますので、人権的な配慮も含めているということであります。

具体的にはフローチャートで言いますと、学校で発生した場合に、まず教育庁保健体育課に情報を集約するということであります。

先ほど申し上げましたが、プライバシーの保護それから人権的配慮も当然ですが、学校には学校医というドクターがいらっしゃいます。その方が医療行為を行うわけでありますから、もし症状が出た場合こうするべきだとか、大きな病院に行けとかいう指示がありますし、同時に保健所、これも大変だったところで、保健所が、その計画的観点から統合対応措置を講ずるということが、こうしたポイントとしてはまず、教育庁の保健体育課に向かう。

そして保健所へ連絡をする。学校ときちっと連携をして学校の指示を仰ぐということであります。

（記者）すいません、ＮＨＫです。皆さん今回のコロナウイルスの関連で、学校行事であったり修学旅行とか、交流行事とかで府内で何か影響出たというような情報が入ったりしてますでしょうか。

＜教育長＞やはり中国の方との交流事業でありますとか、イベントとかっていうのは中止あるいは自粛ということは聞いています。ただ具体的なところはすみませんが、担当課にお問い合わせください。

（記者）あと、対応窓口の一本化とあるのですが、仮に学校の関係で、コロナウイルスの感染者が出れば、こちらでも報道対応はするものでしょうか。

＜教育長＞教育委員会として報道対応するということはあまり想定をしておりません。情報の一元化が重要ですので、全て健康医療部へ情報提供してそこで一括して、知事あるいは健康医療部長から情報提供があると理解しています。

（記者）知事は感染が確認された方に関しては詳細に行動などを発表すると言っていますが、教育庁としても、例えば生徒児童の感染が確認された場合は、学校名が明らかにするっていうことになってくるんですか。

＜教育長＞感染の規模によると思います。

個別の学校も基本的に明らかにするとは考えていませんが、当然学校内で感染者が出た場合は、他の感染リスクが非常に高いわけですから、保護者・生徒にもその旨を伝えて、調査をやって対応策をとるというのが重要だと考えています。

（記者）保護者とかには伝えるけど、報道機関にまで伝えるかっていうとまた別ということですか。

＜教育長＞おそらくそれはあるエリアあるいは大阪府内で広がる可能性があれば、蔓延の防止のために、別の判断になると思います。個別の案件の場合は、こちらから積極的に提供をすることは考えていません。

（記者）毎日新聞です。今の関連なんですが、コロナウイルスの関係で、今の現状把握は高等学校課がされているかと思うんですけれども、コロナの影響というのはまだ落ち着くまでにはしばらく時間がかかると思いますし、場合によっては年度またいでで修学旅行シーズンまで引きずる形になるかもしれませんが、今後教育庁として府内の学校に修学旅行をどのように実施するとかを含めてお考えを示す予定はあるのか、いま現在は学校判断になっているのか現状を踏まえてお考えを教えていただきたいです。

＜教育長＞現時点では、発症した場合と武漢省を含む湖北省というのがキーワードになっています。当然そのキーワードが重なっている所を避けるというのは教育委員会が指示しなくても、学校として当然判断されるはずだというふうに考えています。今後の話としては、やはり日本の感染の広がりに応じて、教育委員会として学校に対する指示を強化するということは当然考えています。

（記者）また別なんですけれども、大阪府の公立高校に勤めている教職員の方が自宅近くの住民に暴言を繰り返していて、法務局も人権侵犯の事実を認めています。学校とは関係ない話ですけども、吉村知事も教壇に立つべきではないと言っているんですけれども、教育長はこの事実についてどのように受け止められますでしょうか。

＜教育長＞事案としての報告を受けています。明らかに加害者被害者の関係が成り立っていますので、加害者である当該教員は厳正に対処する。被害者の方については心からお詫びをしたいと思っております。

（記者）厳正に対処するとおっしゃっていますけれども、今対応としてはどのような対応をされているところですか。

＜教育長＞今は教壇には立っていないという報告を聞いています。事実関係を明らかにするということが、厳正な対処の前提にありますので、事実関係を明らかにするという報告を受けています。

（記者）この被害者が学校に事実を伝えたのが去年の5月頃になりまして、今もう2月になっているんですけれども、なぜここまで時間がかかっているのかなと思うのですが。

＜教育長＞それはひとえに、情報の共有ということが組織として出来ていないということで、これは学校としての落ち度、あるいは教育委員会としての落ち度と私の考えております。ですからそういうことも含めて事実関係を明らかにしたいということです。

（記者）現状としては今の事実関係を確認中っていうところになるんですか。

＜教育長＞関係課が確認していると聞いています。

（記者）ＡＢＣです。今の話の処分とかは事実関係が明らかになったら処分を下されるということですか。

＜教育長＞もちろんそうです。法務局から指導を受けないといけないぐらい重大な人権侵害発言をしているというところが、私が一番気になっている所で、教員としてあるまじき発言だと考えておりますので、厳正に対応するということであります。

（記者）もう年度をまたいでしまうと思うんですけど、それまでには何らかの処分がされるっていうことでしょうか。

＜教職員人事課＞事実関係を正確に確認しまして、その後、処分も含めた厳正な対処に移るということです。事実確認の進め具合によりまして、時期はいつまでというようなことではありませんが、できるだけ早い時期にと考えております。

（記者）朝日新聞です。また別件なんですが、不起立訴訟で元教員の男性2人に対して職務命令に従う意向というのは書面で確認したりとか、あと非常勤採用を拒んだりしたっていうので、弁護士会が２月４日付で勧告をされていると思うんですけど、それに対する所感をお願いします。

＜教育長＞不起立の問題は、思想・良心の自由という問題ではなく、ルールを守ったかどうかという問題だということだと考えています。今これは訴訟係争中の案件でありますが私ども府教委の立場といたしましては、これは職務命令に違反したということで、最高裁の過去の判例をもとに、懲戒処分が良心の自由を侵害する差別的なものではないというのが過去の判断でありますのでそれに従った主張というものを、訴訟の中で行っているということでありまして、大阪弁護士会からこの度勧告書を確かに頂戴いたしましたが、従来のスタンスを変えることは考えておりません。